

新型コロナウイルス 緊急小口資金特例貸付について (中国語)

关于新冠病毒 紧急小额资金特例贷款

1. この「緊急小口資金特例貸付」は、  
新型コロナウイルスのために収入が減った、仕事が見つからない、仕事をやめさせられたなどの理由で、生活に困っている人がお金を借りる制度です。  
这项「紧急小额资金特例贷款」，  
是对由于新冠病毒的影响而收入减少，找不到工作，被迫辞职等理由，生活陷入困境者的贷款制度。
2. 在留カードの期限が切れている人は申込みできません。  
ただし、在留期限が切れている場合であっても、更新申請中であることが在留カードに記載されている場合は、申込できます。  
在留卡的期限过期者，不能申请。  
但是，即使是在留期限过期的情况，如果是正在办理更新申请，在留卡上有记载，就可以申请。
3. 借りられるお金は 100,000 円です。もっと必要な人は 200,000 円借りられます。  
借款金额为 100,000 日元。如果还需要可以借 200,000 日元。
4. お金を借りたあと、1 年後から返し始めます。その後、2 年以内にお金を返します。  
借到钱以后，一年以后开始还钱，在两年之内返还借款。
5. お金を全て返すまで日本にいない人は、お金を借りることができません。  
在离开日本前，如果不能把全部的借款返还的人，不能借款。
6. お金を借りても利子はありません。保証人もいません。  
借款没有利息，也不需要保证人。
7. 申込書に「うそ」を書くと、お金を借りられません。  
如果填写申请表有虚假的情况，将不予借款。
8. 必要な書類  
①在留カード、②通帳、③パスポートか健康保険証、④印鑑 (はんこ)、⑤住民票  
需要提交的材料  
①在留卡 ②银行存折 ③护照或健康保险证 ④印章 (图章) ⑤住民票
9. 日本語が書けない人は、他の人に書いてもらうことができます。  
「借用書 (全部)」と「借入申込書 (署名欄)」は自分で書きます。

不会写日语的人，可以请他人代笔。

「借用書（全部）」和「借入申请表（署名栏）」由本人亲笔书写。

10. 20歳になっていない人は、お金を借りられません。

未满20岁者，不能借款。

11. 「生活保護」を受けている人は、お金を借りられません。

接受「生活保护」者，不能借款。

12. 「自己破産」の手続きをしている人は、お金を借りられません。

正在办理「自我破产」手续者，不能借款。

13. 同じ世帯の人がすでにこの貸付を借りている場合は、お金を借りられません。

同一家庭成员已经借此项贷款时，不能借款。

14. 家族や自分が暴力団員であると、お金を借りられません。

如果家属或自己是暴力团员，不能借款。

新型コロナウイルス 総合支援資金特例貸付について  
关于新冠病毒 综合支援资金特例贷款

1. この「総合支援資金特例貸付」は、  
緊急小口資金特例貸付を受けた後も、まだ、コロナウイルスのために収入が減っている、  
仕事が見つからないなどの理由で、生活に困っている人がお金を借りる制度です。  
此项「综合支援资金特例贷款」，  
是接受紧急小额资金特例贷款后，也还是由于新冠病毒而收入减少，  
因找不到工作等理由，而使生活陷入困境者的借款制度。
2. 在留カードの期限が切れている人は申込みできません。  
ただし、在留期限が切れている場合であっても、更新申請中であることが在留カードに記載されている場合は、申込できます。  
在留卡的期限过期者，不能申请。  
但是，即使是在留期限过期的情况，如果是正在办理更新申请，在留卡上有记载，就可以申请。
3. 借りられるお金は、ひと月 150,000 円です。家族がいる人はひと月 200,000 円です。  
3ヶ月借りられます。  
借款金额为，一个月 150,000 日元。有家属者一个月 200,000 日元。  
可借款 3 个月。
4. お金を借りたあと、1 年後から返し始めます。その後、10 年以内にお金を返します。  
借到钱以后，从一年以后开始还钱。其后，在 10 年之内返还借款。
5. お金を全て返すまで日本にいない人は、お金を借りることができません。  
在离开日本前，如果不能把全部的借款返还的人，不能借款。
6. お金を借りても利子はありません。保証人もいません。  
借款没有利息，也不需要保证人。
7. 申込書に「うそ」を書くと、お金を借りられません。  
如果填写申请表有虚假的情况，将不予借款。
8. 必要な書類  
①在留カード、②通帳、③印鑑（はんこ）、  
④緊急小口資金の貸付決定通知書（※緊急小口資金に申込をして、決定通知書をすでに持っている人だけ必要です）

需要提交的材料

① 在留卡 ② 银行存折 ③ 印章（图章）

④ 紧急小额资金的贷款决定通知书（※仅需要申请紧急小口资金后已经持有决定通知书的人提交）

9. 日本語が書けない人は、他の人に書いてもらうことができます。

「借用書（全部）」と「借入申込書（署名欄）」は自分で書きます。

不会写日语的人，可以请他人代笔。

「借用書（全部）」和「借入申请表（署名栏）」由本人亲笔书写。

10. 20歳になっていない人は、お金を借りられません。

未满20岁者，不能借款。

11. 「生活保護」を受けている人は、お金を借りられません。

接受「生活保护」者，不能借款。

12. 「自己破産」の手続きをしている人は、お金を借りられません。

正在办理「自我破产」手续者，不能借款。

13. 同じ家族の人がすでにこの貸付を借りている場合は、お金を借りられません。

同一家庭成员已经借此项贷款时，不能借款。

14. 家族や自分が暴力団員であると、お金を借りられません。

如果家属或自己是暴力团员，不能借款。

新型コロナウイルス特例貸付のご利用にあたって、ご注意いただきたいこと

(緊急小口資金・総合支援資金 共通)

在利用新冠病毒特例贷款时的注意事项

(紧急小额资金・综合支援资金 共同)

1. 申込書などに記入した個人情報、貸付けに必要な範囲で他の社会福祉協議会や自治体などに提供されます。  
申请书等填写的个人信息，在贷款所需范围内，提供给其他的社会福祉协议会和自治体。
2. お金を借りた後は、できるだけ早く自分で生活していけるように努めなければなりません。  
借到钱以后，必需要努力尽快能够自己生活。
3. 借りたお金は、事業の運転資金として使うことはできません。  
借到的钱款，不能作为企业的经营资金使用。
4. 審査の結果、お金を借りられないことになっても、その理由を知ることはできません。  
审查结果，即使是不能借款，也不能够知道其中的理由。
5. お金を返す方法は口座振替なので、決められた日までに指定した金融機関口座の残高が不足しないように入金しなければなりません。  
还款方法是账户转账，至规定日之前，必须存款，以确保指定的金融机关账户没有余额不足情况。
6. 決められた日までにお金を返さないと、年3%の延滞利子がかかります。  
如果到规定日期没有还钱，就需要每年3%的拖欠利息。
7. お金を借りた後、うそをついてお金を借りていたことがわかったり、わざとお金を返すことを怠けると、お金を借りられなくなったり、借りたお金をすぐに返さなければならなくなります。  
借到钱以后，如果发现是撒谎借款，或者故意拖延还钱，就不能借款，或者必须马上返还借款。
8. お金を借りた後、天災その他やむを得ない事情でお金を返せなくなった場合、申請し、社会福祉協議会が認めた時は、お金を返すことを待ってくれたり、お金を返さなくてもよくなる場合があります。  
借到钱以后，由于天灾及其他不得已的情况而不能返还借款时，要办理申请，社会福祉协议会承认时，有可能会延缓还钱，或者不必还钱。

9. 「緊急小口資金特例貸付」・「総合支援資金特例貸付」を借りることに関する苦情窓口

●宮城県社会福祉協議会 震災復興・地域福祉部生活支援課 電話 022 (216) 5100

●福祉サービス運営適正化委員会 電話 022 (716) 9674

有关借贷「緊急小額資金特例貸款」・「綜合支援資金特例貸款」的意见窗口

●宮城県社会福祉協議会 震災復興・地域福祉部生活支援課 電話 022 (216) 5100

●福祉サービス管理優化委員会 電話 022 (716) 9674

10. お金を借りた後、住所や名前を変更した場合は、社会福祉協議会に連絡をしなければなりません。

●仙台市社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉課 電話 022 (223) 2142

借到钱以后，有住址及名字变更时，必需向社会福祉協議会联系。

●仙台市社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉課 電話 022 (223) 2142